



人・農地プランの公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

記

1. 取りまとめた協議結果の名称

阿見町 人・農地プラン

2. 協議の場を設けた区域の範囲

阿見地区、朝日地区、君原地区、舟島地区

3. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 24 年 12 月 20 日作成

平成 31 年 1 月 24 日時点での最終協議

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

○ 経営体数

	阿見地区	朝日地区	君原地区	舟島地区
法人	5 経営体	4 経営体	4 経営体	5 経営体
個人	39 経営体	42 経営体	49 経営体	22 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織	0 組織	0 組織	0 組織
認定農業者	35 経営体	31 経営体	27 経営体	18 経営体
認定新規就農者	7 経営体	2 経営体	3 経営体	0 経営体
その他の農業者	2 経営体	13 経営体	23 経営体	9 経営体

○ 担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化し、担い手の分散圃場を解消する。また、耕作放棄地を解消する。

(2) 生産品目、経営の複合化、6次産業化等のあり方

生産品目については、実需者の要望を踏まえ、そば、里芋、ブロッコリー、馬鈴薯の産地化を目指す。また、6次産業化等については、認定農業者及びあみ食ラボへの研修を実施する。

6. 農用地の利用の効率化及び高度化の促進（農地流動化）のための農地中間管理事業の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。